

補助金のコース詳細について

【全コース共通】

応募できるのは小田原市を中心として「市民活動」を行い、今後も継続する見込みのある3人以上の市民（本市に在学、在勤、在活動する方を含む）で構成する営利を目的としない団体です。（法人格の有無は問いません。）なお、市その他の行政機関が構成員等に含まれている団体や、暴力団等は応募できません。

また、「市民活動」とは市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいいます。ただし、次に掲げる活動を除きます。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進・支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

①スタートアップコース

市民活動団体が取り組む新たな事業を対象とするコース。

応募資格

応募には、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ・過去に小田原市市民活動応援補助金の交付を受けたことがないこと。
- ・応募時点において、「応募事業の開始から1年以内または今後開始予定であること」と「市民活動団体の設立から3年以内であること」の2点の要件のうち、少なくとも1点を満たしていること。

補助金額

応募事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額で、**10万円**を上限とします。

補助回数

同一の団体では1回限りの補助です。

事前相談

本制度や当該コースの対象であるかどうかの確認や、事業を適切にPRするための書類作成等に向けて、できるだけ早めに事前相談を行っていただくことをお勧めします。（必須ではありませんが、初めて応募する場合などは特に、積極的にご活用ください）

②ステップアップコース

市民活動団体がこれまで行ってきた活動の拡充または更なる発展を図ろうとする事業を対象とするコース。

補助金額

応募事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の**70%以下**で、**20万円**を上限とします。

補助回数

同一の事業では3回までの補助です。（1年度ごとの応募と審査が必要です。また、回数には小田原市市民活動応援補助金の同コースも含まれます。）

事前相談

事業を適切にPRするための書類作成等に向けて、できるだけ早めに事前相談を行っていただくことをお勧めします。（必須ではありません）

【「③市民タイアップコース」「④市民×行政コラボアップコース」について】

協働相手となれる団体等は次の(ア)(イ)のいずれかです。(「④市民×行政コラボアップコース」は、市を協働相手とした上で、任意で(ア)(イ)の団体等も協働相手とすることができます。)

(ア) 小田原市を中心として「市民活動」(前頁参照)を行い、今後も継続する見込みのある3人以上の市民(本市に在学、在勤、在活動する方を含む)で構成する営利を目的としない団体で、応募団体とは代表者または役員が重複していないもの(法人格の有無は問いません。)

(イ) 小田原市を中心として地域活動や経済活動を行い、今後も継続する見込みのある組織や個人事業主で、応募団体とは代表者または役員が重複していないもの(法人格の有無は問いません。)

※(イ)は、地域コミュニティ組織、自治会、福祉施設、農家、企業、商店など、幅広い主体を想定しています。

※協働相手は、市その他の行政機関が構成員等に含まれていないこと、暴力団等ではないことが必要です。

※応募事業も「市民活動」(前頁参照)である必要があります。

③市民タイアップコース

市民活動団体が他主体(行政を除く)と協働で取り組む事業を対象とするコース。

応募資格

応募には、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ・協働相手(上記囲みのおり)から、事業実施の承諾を得ていること。
- ・各主体の特性を生かした役割を相互に担うことで、それぞれが単独で実施するよりも高い効果を得られる事業であること。(単なる名義後援等は対象外です。)

補助金額

応募事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の70%以下で、30万円を上限とします。

補助回数

同一の団体では3回までの補助です。(1年度ごとの応募と審査が必要です。また、回数には協働相手としての応募も含まれます。)

事前相談

UMECOにおいて、協働相手を探すお手伝いをいたします。また、本制度や当該コースの対象であるかどうかの確認や、事業を適切にPRするための書類作成等に向けて、できるだけ早めに事前相談を行っていただくことをお勧めします。(必須ではありません。)

④市民×行政コラボアップコース

市民活動団体が行政と新たに協働で取り組む事業を対象とするコース。

応募資格

応募には、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ・市所管課及びその他の協働相手(上記囲みのおり)から、事業実施の承諾を得ていること。
- ・応募団体については、応募時点で少なくとも1年以上継続して市民活動を行っていること。
- ・各主体の特性を生かした役割を相互に担うことで、それぞれが単独で実施するよりも高い効果を得られる事業であること。(単なる名義後援等は対象外です。)
- ・応募事業については、市の総合計画と方向性が合致していること。

総合計画はこちらから(市HPへ)



補助金額

応募事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の 90%以下で、30 万円を上限とします。

補助回数

同一の団体では2回までの補助です。(行政を除き、協働相手としての応募も回数に含まれます。)

事前相談

市所管課との調整が必要となりますので、事前相談は必須です。11月17日(日)までに、応募予定であることを UMECO に連絡してください。後日、地域政策課から折り返し連絡いたします。

参考キーワード1 **協働・ボランティア活動の促進**

事業の例	・多様な主体が参加する協働研修会の開催 ・「協働事業のガイドライン」のさらなるPR ・「まごころカード」の普及・活用
所管課	地域政策課 (Tel0465-33-1458)

参考キーワード2 **市民による環境学習の推進**

事業の例	・こども向け環境学習講座の実施 ・市民向け環境啓発イベントの開催
所管課	環境政策課 (Tel0465-33-1472)

参考キーワード3 **ごみの減量・資源化の推進**

事業の例	・「食品ロス削減の推進」「プラスチック削減の推進」に関する啓発・PR
所管課	環境政策課 (Tel0465-33-1475)

参考キーワード4 **脱炭素社会の実現に向けた行動変容促進事業**

事業の例	・日々の暮らしに沿った、ゼロカーボンアクションの実践及び発信 ・新たな国民運動「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動(通称:デコ活)」の周知 ・小田原市民版「脱炭素社会の全体像・絵姿」の作成
所管課	ゼロカーボン推進課 (Tel0465-33-1426)

参考キーワード5 **がん検診受診率向上**

事業の例	・女性のがん検診のPR ・がん検診受診率向上のための普及啓発 ・PRイベントでの協働
所管課	健康づくり課 (Tel0465-47-4724)

参考キーワード6 **伊豆湘南道路建設促進**

事業の例	・地元住民の機運を高めるための効果的なPR ・PRイベント等の企画、運営
所管課	建設政策課 (Tel0465-33-1527)

「参考キーワード」とは、市が市民活動団体と協働で取り組みたいと考えている分野を示します。市のニーズとも言い換えられ、「参考キーワード」を意識した企画提案を行うことができれば、市との協働が成立しやすくなると考えられます。なお、「参考キーワード」に関わらず、自由に提案を行うこともできます。

「③市民タイアップコース」
「④市民×行政コラボアップコース」に応募される方へ

「③市民タイアップコース」「④市民×行政コラボアップコース」の応募にあたり、

『市民活動団体と多様な主体のための協働ガイドライン』

～ 力を合わせて より良い 小田原に ～

をご活用ください。協働の進め方や事例等を分かりやすく解説しています。

ガイドラインはこちらから（市HPへ）



参考：令和6年度実施分よりリニューアルした制度の概要等について

(1) 制度概要（上段：リニューアル前 ※令和5年度実施分まで

下段：リニューアル後 R6年度～）

制度名	市民活動応援補助金		
コース	スタートアップ	ステップアップ	
		プランA	プランB
対象	市民活動団体（単独）		
回数	1団体1回	1事業3回	
上限額	10万円	20万円	30万円
補助率	100%	70%	50%

提案型協働事業	
市民提案型	行政提案型
市民活動団体と行政	
1事業3回	
100万円（目安）	
※負担金等	

コース	①スタートアップ	②ステップアップ	③市民タイアップ	④市民×行政コラボアップ	市民×行政協働
	対象	市民活動団体（単独）		市民活動団体 地域、事業者等	市民活動団体と行政
回数	1団体1回	1事業3回	1団体3回	1団体2回	1事業3回
上限額	10万円	20万円	30万円	30万円	100万円（目安）
補助率	100%	70%	70%	90%	※負担金等
制度名	市民活動・協働応援制度				

新設 R6～

今回募集
(令和7年度事業)

令和7年5月募集予定
(令和8年度事業)

(2) 制度の活用イメージ

